

**ひかりTVガイド定期購入サービス利用規約**  
**(2022年7月1日以降にひかりTVを契約された方により申込みされる場合)**

株式会社NTTドコモ（以下「当社」という。）は、ひかりTVガイドの定期購入サービス利用規約（以下「本規約」という。）を定め、ひかりTVガイド定期購入サービス（以下「本サービス」という。）を提供します。本規約は、本サービスに適用される申込条件を規定するものです。なお、本規約で定義するひかりTVガイド定期購入は冊子を購入する場合とし、オンライン画面等での閲覧は含まれません。

2 本規約は、令和4年7月1日以降に当社とひかりTV利用規約に基づきひかりTV契約者となった方に適用されるものとします。

**第1条（用語の定義）**

本規約で使用する用語の意味は、別段の定めがない限り、当社のひかりTV利用規約で使用する用語の意味に従います。

2 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	ひかりTVガイドを毎月、当該月号を前月末までに配送するサービス
ひかりTVガイド	ひかりTV利用規約に定める「本放送サービス」における映像コンテンツ等の情報をまとめた月刊冊子
本サービス申込者	本サービスを申し込んだお客さま
本サービス契約者	当社が本サービス申込者による申し込みを承諾し、本サービスの契約が成立したお客さま
ひかりTV利用規約	当社が定める「ひかりTV利用規約（dアカウントのお客さま向け）」及び「ひかりTV利用規約（提携ISPのお客さま向け）」の総称
ひかりTV利用契約	ひかりTV利用規約に定める「本サービス利用契約」
ひかりTV契約者	ひかりTV利用契約を締結したお客さま

ひかりTV契約者（dアカウント）	ひかりTV契約者のうち、「ひかりTV利用規約（dアカウントのお客さま向け）」によりひかりTV利用契約を締結したお客さま
ひかりTV契約者（提携ISP）	ひかりTV契約者のうち、「ひかりTV利用規約（提携ISPのお客さま向け）」によりひかりTV利用契約を締結したお客さま
dアカウント	当社が定めるdアカウント規約又はまたはビジネスdアカウント規約（以下「dアカウント規約」という。）に基づき当社が発行したドコモ回線dアカウント、ドコモ回線ビジネスdアカウント（ドコモ回線dアカウント（home 5G等）及びおよびドコモ回線ビジネスdアカウント（home 5G等）を除き、以下「ドコモ回線dアカウント」という。）又はまたはキャリアフリーdアカウント（以下「キャリアフリーdアカウント」という。）の総称
ドコモ回線契約者	ひかりTV契約者（dアカウント）のうち、当社が定めるFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款または5Gサービス契約約款に基づくFOMA契約、Xi契約または5G契約を締結している者
非ドコモ回線契約者	ひかりTV契約者（dアカウント）のうち、ドコモ回線契約者以外の者
ひかりTVの画面	ひかりTV利用規約に定める「ひかりTV対応受信装置」の画面
本サービスサイト	本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト< <a href="https://www.hikaritv.net/">https://www.hikaritv.net/</a> >（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、

	当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)
--	------------------------------------

## 第 2 条 (ひかり TV ガイドの定期購入対象者)

本サービスの対象者は、ひかり TV 契約者とします。

## 第 3 条 (ひかり TV ガイド定期購入サービスの料金)

本サービスの料金は、配送料・印刷費・封入費として月額 330 円 (税込) となります。

2 本サービスの料金は、ひかり TV ガイド初回配送月より、ひかり TV ガイドの最終配送月まで毎月発生するものとし、本サービス契約者は、ひかり TV 利用契約の料金と共にこれを支払うものとします。

## 第 4 条 (ひかり TV ガイドの定期購入申込)

本サービスは、電話、書面、又はひかり TV の画面又はその他の当社が指定する方法によって申し込むものとします。申し込みを行った時点で、本サービス申込者は本規約の内容に同意したものとみなします。

2 当社は次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しない場合があります。

- (1) 本サービス申込者が本サービスの契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
- (2) 本サービス申込者が第 1 項の本サービスの申込時に虚偽の事実を記載したとき。
- (3) 本サービス申込者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。

3 当社が申込を承諾しない場合には、当社は本サービス申込者に対し、電話、書面、電子メール、ひかり TV の画面、又はその他当社が適切と判断した方法により、その旨を通知します。

## 第 5 条 (契約の成立)

本サービス申込者と当社との本サービスの契約は、当社より「ひかり TV ガイド」の初回発送があった時点で成立します。(ひかり TV の画面により申し込みを行った場合は、画面に「ひかり TV ガイド定期購入の申込が完了しました」と表示されますが、当該段階では本サービスの契約は成立しません。)

2 本サービスの配送は、毎月 16 日までの申込で当月末までに翌月号が配送され、毎月 17 日以降の申込で翌月末までに翌々月号が配送となります。

3 本サービスは月単位での自動更新となります。

## 第 6 条 (申込内容の変更)

本サービス契約者は、第 4 条の申込内容に変更があるときは、当社が別に指定する方法に

より直ちに当社に届出するものとします。

2 当社は、当社が本サービス契約者から届出を受けている連絡先への通知をもって、当該通知が到達したとみなされるものとし、本サービス契約者は予め異議なくこれを承認するものとします。

3 当社は、当社が本サービス契約者から届出を受けている配送先に配送したひかりTVガイドが不到達となっても、当社は第3条に定める本サービスの料金を請求するものとし、本サービス契約者は予め異議なくこれを承認するものとします。

#### 第7条（本サービス契約者による解約）

本サービス契約者は、本サービスの解約を希望する場合、電話、ひかりTVの画面又は本サービスサイトにより当社に申込みものとします。当社が解約について承諾することにより、第2項に定めるひかりTVガイドの最後の配送をもって本サービスの契約は解約されるものとします。

2 前項に基づき本サービスを当月16日までに解約申し込んだ場合は翌月号より、17日以降に解約申し込んだ場合は翌々月号より、ひかりTVガイドの配送を停止します。

#### 第8条（本サービス契約者のひかりTV利用契約解約、又はひかりTV終了による解約）

本サービス契約者のひかりTV利用契約が何らかの理由により終了した場合、本サービスの契約は、第2項に定めるひかりTVガイドの最後の配送をもって自動的に解約となります。

2 前項のひかりTV利用契約終了日又はが、当月16日までの場合は翌月号より、17日以降の場合は翌々月号よりひかりTVガイドの配送を停止します。

#### 第9条(dアカウント認証等)

本サービス契約者による本サービスのご利用に際して、当社は、本サービス契約者がひかりTV契約者（dアカウント）及びひかりTV契約者（提携ISP）のいずれかによって、次の各号に定める方法により、本サービス契約者を認証します。認証ができない場合には、本サービスをご利用になれません。

##### ①ひかりTV契約者（dアカウント）のうち、ドコモ回線契約者

(i)本サービスのサーバにアクセスされている契約回線を認証する方法(spモード契約者である場合であってspモードを利用してアクセスされたとき、及び5Gサービス契約約款に規定する5G規約に係る区分のうち当社が別に定める「ahamoインターネット接続サービスご利用規則」に規定する「ahamoインターネット接続サービス」もしくは当社が別に定める「irumoインターネット接続サービスご利用規則」に規定する「irumoインターネット接続サービス」を利用してアクセスされたとき)

(ii)dアカウントのID及びパスワードにより認証する方法

(iii)生体認証により認証する方法

(iv)上記(i) (ii)又は(iii)のいずれかの認証方法により本サービス契約者が本サービスのサーバにアクセスされた際に当社が発行した Cookie により認証する方法

②ひかり TV 契約者 (d アカウント) のうち、非ドコモ回線契約者

(i) d アカウントの ID 及びパスワードにより認証する方法

(ii)生体認証により認証する方法

(iii)上記(i) 又は(ii)のいずれかの認証方法により本サービス契約者が本サービスサイトにアクセスされた際に当社が発行した Cookie により認証する方法

③ひかり TV 契約者 (提携 I S P)

(i)ひかり T V 利用規約 (提携 I S P のお客さま向け) に定める所属提携 I S P (以下「所属提携 I S P」という。) が当社の依頼に基づき認証する方法

(ii)ひかり T V 利用規約 (提携 I S P のお客さま向け) に定めるユーザ ID 等 (以下「提携 I S P ひかり T V ユーザ I D 等」という。) により認証する方法

(iii)上記(i) 又は(ii)のいずれかの認証方法により本サービス契約者が本サービスサイトにアクセスされた際に当社が発行した Cookie により認証する方法。

2 前項第 1 号及び第 2 号による認証において必要となる d アカウントの取扱いに関する条件は、d アカウント規約に定めるところによります。前項第 3 号(i)による認証において、所属提携 I S P が認証のために ID 等を必要とする場合の当該 ID 等 (以下「所属提携 I S P I D 等」といいます。) の取扱いに関する条件は、所属提携 I S P が定めるところにより、前項第 3 号(ii)において必要となる提携 I S P ひかり T V ユーザ I D 等の取扱いに関する条件は、ひかり T V 利用規約 (提携 I S P のお客さま向け) に定めるところによります。

3 本サービス契約者 (d アカウント) がドコモ回線契約者の場合において、d アカウントによる認証を経ることなく本サービスが利用されたときは、対応端末が接続された当社の電話回線に係る契約約款に定める契約者回線に係る本サービス契約者がこれを利用したものとみなします。

4 本サービス契約者は、ドコモ U I M カード (本サービス契約者 (d アカウント) のうち、sp モード契約者の場合)、ahamo U I M カード (本サービス契約者 (d アカウント) が、5G 契約者である場合であって、当社が別に定める「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する「ahamo インターネット接続サービス」を締結している方の場合)、irumo U I M カード (本サービス契約者 (d アカウント) が、5G 契約者である場合であって、当社が別に定める「irumo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する「irumo インターネット接続サービス」を締結している方の場合)、ドコモ回線 d アカウント ID 及びパスワード及びそれらを入力したことがある対応端末 (ドコモ回線契約者の場合)、キャリアフリー d アカウント ID 及びパスワード及びそれらを入力したことがある対応端末 (非ドコモ回線契約者の場合)、所属提携 I S P I D 等又は提携 I S P ひかり T V ユーザ I D 等及びそれらを入力したことがある対応端末 (本サービス契約者 (提携 I S P) の場合) 並びに第 1 項第 1 号(iv)、第 2 号(iii) 及び第 3 号(iii) に定める Cookie が保存されている端末 (以下総称して「認証キー」といいます。) を厳重に管理するものとし、

第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはならないものとします。認証キーの管理不十分、利用上の過誤又は第三者による不正利用等については、本サービス契約者はその責任を負い、当社は責任を負わないものとします。

#### 第 10 条（d ポイントの付与）

本サービス契約者（d アカウント）のうち、当社が提供する会員制度「d ポイントクラブ」の会員が本サービスを利用し、第 3 条に定める料金を支払うときは、その金額に対し、100 円（税抜）につき 1 ポイントの d ポイントが進呈されます。進呈ポイント数を算定する際の最小単位は 100 円とし、100 円未満は切り捨てるものとします。なお、本項に基づき進呈される d ポイントは、ひかり TV ガイド発送後順次進呈され、利用することができるようになります。

2 本条に定める d ポイントの進呈及び進呈された d ポイントの利用に関する条件等は、本規約に定める事項を除き、d ポイントクラブ会員規約に定めるところによります。

#### 第 11 条（契約違反等による解除）

本サービス契約者に次の事由が生じたときは、当社は何ら催告なしに、本サービスの契約を解除することができ、また、その場合、当社は本サービスの契約の有無にかかわらず、本サービス契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。
- (3) その他資産、信用、支払い能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき。
- (4) 申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- (5) 登録住所情報に不備があり、ひかり TV ガイドの配送が不可能な状態が一定の月数続いたとき。
- (6) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- (7) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 当社が前項の措置を行ったことで、本サービス契約者が、本サービスを利用することができなくなり、これにより本サービス契約者又は第三者に損害が発生したとしても、当社は責任を負わないものとします。

#### 第 12 条（知的財産権等）

本サービスに関連して、又は本サービスを通じて本サービス契約者に提供される情報・コンテンツ等（以下「本サービスコンテンツ等」といいます。）に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。本サービスの契約の締結は、本サービス契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、本サービス契約者は、本サービスの契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービス

コンテンツ等を使用することができるものとします。

2 本サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑧ dアカウントを不正に使用する行為
- ⑨ 本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスコンテンツ等を当社又は本サービスコンテンツ等の著作権者が許諾した範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- ⑩ 本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- ⑪ その他当社が不適切と判断する行為

#### 第13条（責任の範囲）

当社の責で本サービスを提供できなかった場合は、本サービスの月額料金を上限として本サービス契約者に損害賠償責任を負うものとします。

2 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変等による配送遅延に関しては、当社はその責を負わないものとします。

3 本サービスに関して本サービス契約者が被った損害が当社の故意又は重大な過失に起因する場合、本条に定めるほか本規約において当社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

#### 第14条（本規約の変更）

当社は、次の各号に該当する場合は、本サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて

公表又は通知することにより、本利用規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1)本規約の変更が、本サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2)本規約の変更が、本サービスの契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、この規約を変更するときは、本サービスサイトへの掲載によるほか当社が適切と判断した方法により公表又は通知します。

#### 第 15 条（本サービスの終了）

当社は、本サービスを終了することがあります。

- 2 本サービスを終了するときは、当社は、終了する 2 ヶ月前までに、その旨を本サービスサイトへ掲載その他の方法により通知あるいは告知します。
- 3 本サービスの終了により、本サービス契約者又は第三者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

#### 第 16 条（反社会的勢力の排除）

本サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら（自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 本サービス契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為



(5) その他前各号に準ずる行為

第 17 条（業務委託）

当社は、本サービスの業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に委託することができます。

第 18 条（個人情報の取扱い）

本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第 19 条（準拠法）

本サービスの契約に関する準拠法は、日本法とします。

第 20 条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、又は東京地方裁判所又は本サービス契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は令和 5 年 7 月 1 日から施行するものとします